

鹿屋市では、平成19年6月1日より事業者の方の資金繰りを支援するため、
中間前払金制度を導入します。

中間前払金とは、当初支払った前払金に加え、工事が半分以上経過した段階で請負代金額の2割を追加して前払いする制度です。

制度概要

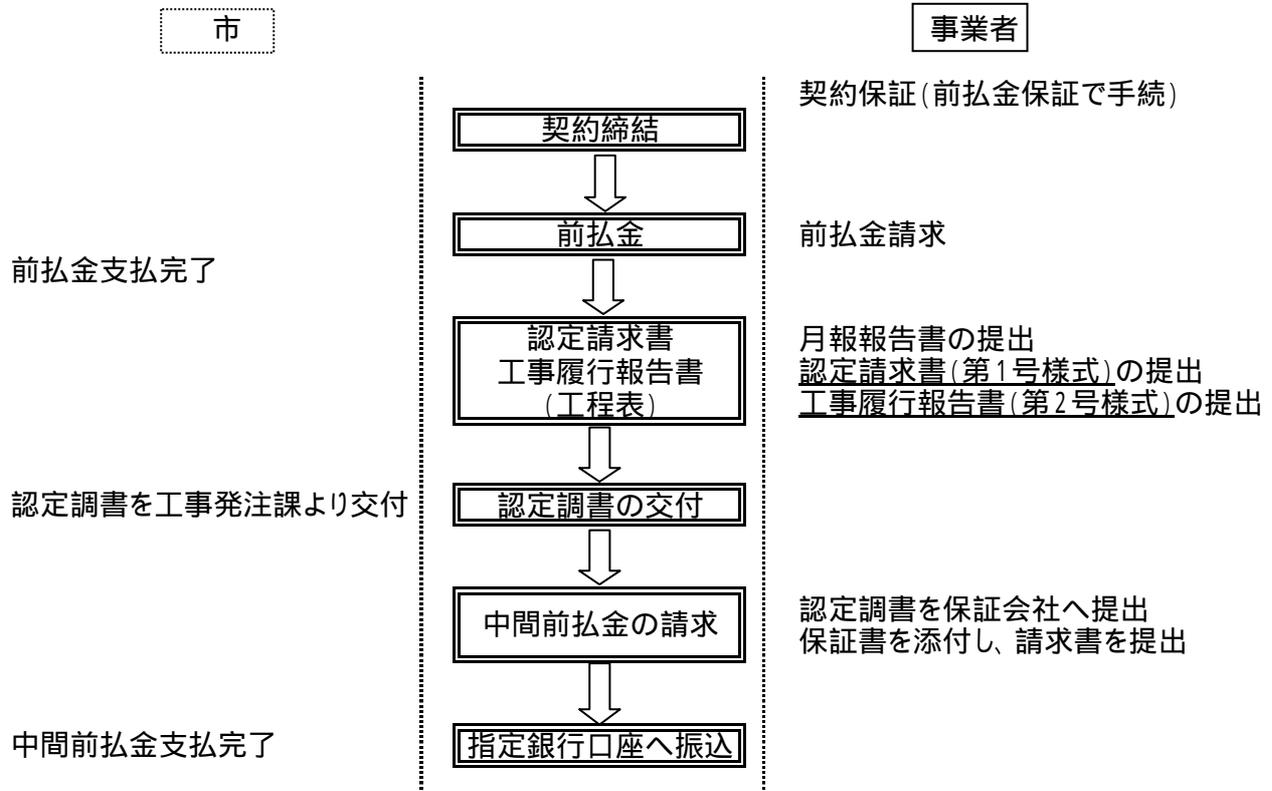
対象工事：7工種：土木・建築・電気・管・造園・上水道・下水道に関する工事
(契約金額400万円以上の工事)

支払割合：請負代金額の2割

- 対象要件：
- ・すでに前払金を支払った工事であること
 - ・工期の2分の1を経過していること
 - ・工事の進捗(出来高)が2分の1を超えていること

上記、すべての要件に満たしていることを工事発注課が確認をし、前払金保証事業会社で保証契約を締結した場合に中間前払金を支払うことができます。

中間前払金制度の流れ



工期の進捗状況の確認方法・・・原則、書類審査とし、場合により現場確認を行います。